商標代理機構の再登録審査の結果に関する公告について

2023 年 4 月 30 日
JETRO 北京知財部

4 月 27 日、国家知識産権局（CNIPA）は「商標代理機構の再登録審査の結果に関する公告（第 529 号）」[1]を公布し、CNIPA に対する商標代理手続が可能な商標代理機構として、16,291 の商標代理会社や法律事務所が登録されたことを明らかにした。

CNIPA は、商標代理機構の監督管理の強化等を目的として、2022 年 12 月 1 日付で「商標代理機構の再登録に関する公告（第 507 号）」を公布し、2022 年 11 月 30 日以前に CNIPA に登録されていたすべての商標代理機構に対して、再登録のための申請を行うよう求めていた。

今後、再登録を認められた商標代理機構以外の商標代理会社等については、新規の登録申請を経て登録が認められない限り、CNIPA に対する商標代理手続が認められないこととなる。本公告の背景や今後の取り扱いに係る概要等は、以下のとおり。

＜背景＞

現在の中国の法制度においては、商標の代理業務を行うための特別の資格は求められておらず、「専利代理師」の資格が求められる専利の代理業務と比較して、参入へのハードルが低い状況が存在している。近年の商標出願件数の増加に伴い、商標代理業界の市場規模が大きくなる中で、様々な業種による新規参入が相次ぎ、2015 年に 23,000 程度だった商標代理機構の数は、2021 年には 63,000 を超えるに至っていた（下記【参考】を参照）。

近年の中国においては、商標代理機構の急速な増加を背景として、商標代理機構による悪意の商標出願代理行為や、代理業務のサービスの質の低下等の問題が顕在化するようになっていた。そのような問題に対応するため、中国政府は、2022 年 10 月に商標代理行為の規範化や、商標代理機構の監督管理の強化を目的とする「商標代理監督管理規定」[2]を制定した。

その後の 2022 年 12 月には、前記規定に基づいて、商標代理機構の再登録のための申請を求める旨の通知(「商標代理機構の再登録に関する公告(第 507 号)」)を公布し、すべての商標代理機構に対して、再登録のための申請を行うよう求めていた。

【商標代理機構の再登録に関する公告（第 507 号)】

2022 年 12 月 1 月に公布された「商標代理機構の再登録に関する公告（第

[1] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/4/27/art_74_184700.html
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20221201_1.pdf

507 号）」[3]の概要は以下のとおり。

・2022 年 11 月 30 日以前に CNIPA に登録されているすべての商標代理機構は、その業務を継続するために、2023 年 1 月 1 日から 2 月 28 日の期間に再登録申請を行う必要がある。

・過去に CNIPA から営業許可が取り消されたことがある代理機構や、重大違反リスト等に掲載される等の信用情報に不備がある機構等については、申請が認められない。

・CNIPA は、2023 年 3 月 31 日までに申請に対する審査を完了し、その後、速やかに結果を公表する。

・2022 年 12 月 1 日以降に新たに商標代理業務を開始する商標代理会社等については、別途、登録申請を行う必要がある。

・指定の期間内に申請がされない場合又は申請が認められない場合、原則として、CNIPA に対する商標代理手続が認められなくなる。

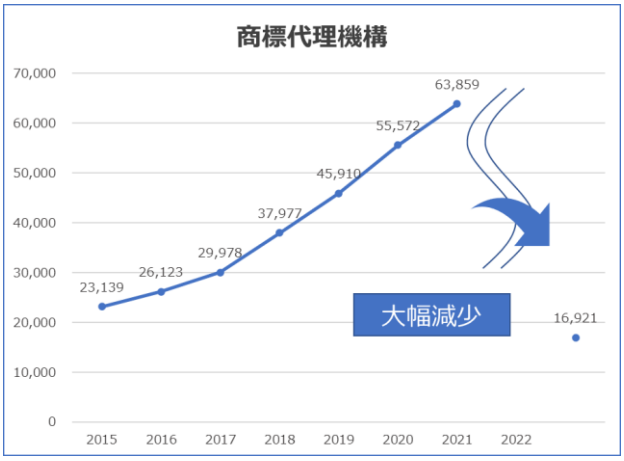
＜今後の取り扱いについて＞

今回、再登録が認められた 16,291 の商標代理機構については、3 年間の有効期間において商標代理業務を行うことが認められる。有効期間の満了後も商標代理業務を行う場合には、再度の登録申請が必要になる。

今回、再登録が認められなかった既存の商標代理機構については、再度の登録申請を経て登録が認められない限り、現在進行中の手続を除き、CNIPA に対する商標代理手続が認められないこととなる。

また、新たに商標代理業務を開始する商標代理会社等についても、新規の登録申請を経て登録が認められない限り、CNIPA に対する商標代理手続を行うことは認められていない。

【参考】



（出所）国家知識産権局「2022 全国知的財産サービス業統計報告」、「商標代理機構の再登録審査結果に関する公告（第 529 号）」を基にジェトロ作成

[3] https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/12/2/art_74_180630.html